

組 織 運 営 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 公益財団法人京都府水産振興事業団（以下本団という。）の組織運営は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又はその他別段の定めがあるもののほか、この規程によるものとする。

第 2 条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

第 2 章 組 織

第 3 条 本団に業務執行組織として、次の部及びセンターをおくものとする。

- (1) 企画総務部
- (2) 栽培漁業センター

2 前項に定める部及びセンターの業務分掌は、次の通りとする。

- (1) 企画総務部
企画、庶務、人事及び会計に関する事項並びに栽培漁業センターに属さない事項。
- (2) 栽培漁業センター（以下センターという。）
センターにおける種苗生産事業及びそれに附帯する事項。

3 前項の部に部長を、センターに所長をおく外、副部長又は副所長並びに課長、科長をおくことができ、部長、所長及び副部長、副所長並びに課長、科長は管理職とする。また、センターに参与と調査役をおくことができる。参与、調査役は管理職とする。

4 前項の外、各部、所又は課、科に技術専門員、係長、主任をおくことができる。

5 第 3 項の管理職及び前項の技術専門員、係長、主任は職員の中から理事長が任命する。但し、部長、所長については理事に

委嘱することがある。又、やむを得ない事由がある場合、管理職について非常勤嘱託に委嘱することがある。但し、この場合、その職務については第3条の2の範囲内で理事長が別に定める。

第3条の2 前条による管理職及び係長等の基本的職務は次のとおりとする。

- (1) 部長、所長
部、センターの業務の推進、統括及び所属職員の管理
- (2) 副部長、副所長
所属部長、所長の補佐、その代理及び分担業務の統括並びに担当業務の推進
- (3) 課長、科長
所属部長、所長及び副部長、副所長の補佐、その代理及び分担業務の統括並びに担当業務の推進
- (4) 技術専門員等
管理職の補佐及び分担業務の統括並びに担当業務の推進
- (5) 参与
センター業務の他部との調整
- (6) 調査役
センター業務の特定専門的分野に関する調査

第3章 理事長、副理事長及び専務理事等の職務権限

第4条 理事長、副理事長及び専務理事等の基本的な責任と権限は、定款に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 理事長
 - ① 理事会又は評議員会に附議すべき事項を、理事会又は評議員会に提案する。
 - ② 理事会の決定した方針に従って、経営の全体を統括し、業務を執行する。
 - ③ 専務理事に対し経営方針、事業計画に基づく具体的な執行を命じ、その結果を報告させる。

④ 専務理事の権限に属さない事項を執行する。

(1) の2 副理事長

前号理事長の職務権限を補佐又は代行する。

(2) 専務理事

① 理事長の命令する方針に従い、本団の具体的業務を執行し、その結果を理事長に報告する。

② 業務運営上必要な事項を理事長に提案する。

③ 本団の所属職員を総括監督し、2部門の活動を調整する。

(3) 削除

(4) 理事

理事長が必要とするときは、前各号の理事以外の理事に業務の一部を担当させるほか第3条第3項の部長又は所長の職務を委嘱することができる。

付 則

1 この規程は、昭和54年12月27日から施行する。

2 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

3 この規程は、昭和57年10月1日から施行する。

4 この規程は、昭和60年5月14日から施行し、昭和60年4月17日から適用する。

5 この規程は、平成8年11月29日から施行し、平成8年6月1日から適用する。

6 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

7 この規程は、平成15年4月24日から施行する。

8 この規程は、平成18年5月30日開催の理事会において承認され、同日から施行する。

9 この規程は、平成23年8月1日から施行する。

10 この規程は、平成28年4月1日から施行する。